

Q&A 少女追跡失敗、法廷で裏返し2000万元 近く請求

新しい休日からの転載:

少女はCEOに4年間追われ、精神的にトラウマを負い、2000万元近くを請求するために法廷に出たとして善人カードを送った。シンガポールのドローン会社のCEOであるK氏は、2016年に社交の場でチャンという女性と出会った。2020年、Kさんはチャンさんに彼女を「最も親しい」友人だと思っていると語ったが、チャンさんは二人はただの普通の友人だと信じており、二人の関係を明確にするために会議や交流を減らすことを提案した。Kさんは、愛情表現を怠り、

精神的トラウマを負った二人の関係の扱い方に問題があり、チャンさんを告訴し、2万2千シンガポールドル（約13万香港ドル）の賠償を要求し、チャンさんに一緒にカウンセリングを受けるよう求めた。（告発1）。チャンさんは、一緒にカウンセリングを受けることで二人の誤解が解け、交際を始めるつもりがないことをKさんに理解してもらえると信じている。1年経ってもKが自分の意見を主張し続けたため、チャンさんは家庭教師は意味がないと考え、もう家庭教師には参加しないことにした。Kさんはデートの誘いを続け

たため、チャンさんは大変迷惑したため、連絡を絶った。これを不快に感じたKは、2022年7月7日、チャン氏に対して2019年6月と2020年12月の2回にわたって名誉毀損で訴訟を起こし、同時に約300万シンガポールドル（約1,800万香港ドル）の損害賠償を請求した（告発2）。Kは愛を示せなかったが、法的手段を使って裏でチャンにプレッシャーをかけ、人々を笑わせた。

Q: この事件が本土で起こった場合、申し立て1と2は本土の法律に違反し、訴訟につながるのでしょうか？

回答：本土では、民事訴訟が提起され、裁判所が受理するかどうかは、その民事訴訟が「民法」によって保護される民事上の平等な主体間の民事法律行為であるかどうか、また適格当事者が存在するかどうかによって決まります。上記の条件が満たされていれば、裁判所は受理します。上告事件の主張1も、本土の裁判所に提起された場合には受理されないであろう。なぜなら、提起された控訴は民法によって保護される民事法律行為ではないからである。一般の友人同士の友情、恋愛における恋愛関係、そのような感情的な関係における関係の成立と解消は、法的手段によって制限したり規制したりすることはできません。したがって、「民法」の範囲には

属しません。ただし、恋愛・同棲関係において財産紛争が生じた場合には、「民事訴訟法」に基づいて訴訟を起こすことができ、裁判所が受理します。原告の主張が支持できるかどうかについては、事件の具体的な状況に応じて分析されるべきである。

ソニー・エリクソンが法的手続きを悪用して女性を告訴したのであれば、非難されるべきはKであり、もしKの精神的転換が民法によって実現できるのであれば、任意結婚という法規定は無駄になるだろう。

容疑2はチャン氏を名誉毀損で2回告発し、本土でも名誉毀損罪で起訴されており、本土刑法第246条は告訴のみで処理される刑事事件であり、被害者のみが告訴することを意味する。

人民法院への訴状、要求裁判所は、犯罪者が刑事責任を追及する場合にのみ訴訟を受理することができますが、訴訟を起こす権利を有する者がそうしない場合、裁判所は訴訟を受理することができません。本件に関しては、Kが裁判所に訴訟を起こせば、裁判所は受理することになるが、容疑が成立するか否かについては、具体的な事実と証拠による。要約すると、Kが事実を捏造して裁判所に訴訟を起こし、最終的にチャンが有罪判決を受けなかった場合、Kは法第243条に基づく冤罪と

捏造の罪を犯した疑いが高まる可能性が高い。刑法: 冤罪とでっち上げの罪は私訴事件ではなく、チャンは自分が冤罪ででっち上げられたことを公安機関に報告することができ、公安の捜査により検察に移送されることになる。その後、検察がそれを審査し、起訴し、裁判のために裁判所に提出します。

「刑法」は法的規定を参照します:-

第 243 条 他人を刑事訴追させる目的で事実を捏造し、虚偽の告発を行う場合、情状は重大である

3年以下の有期懲役、拘留または監視、重大な結果を引き起こした場合は3年以上の懲役に処する。

10年以下の懲役。

第 246 条 暴力その他の手段により公に他人を侮辱し、又は事実を捏造して他人を中傷した者は、情状が重大な場合には、3年以下の有期懲役、拘留、監視又は政治的権利の剥奪に処する。前項の犯罪は、社会の秩序及び国益に重大な危害を及ぼす場合を除き、告訴があれば処理する。